

第 6 回

熊本県議会

有明海・八代海再生特別委員会会議記録

令和2年1月27日

閉 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 有明海・八代海再生特別委員会会議記録

令和2年1月27日(木曜日)

午前9時57分開議

午前10時24分閉会

本日の会議に付した事件

- (1)有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について

出席委員(16人)

- 委員長 淵 上 陽 一
- 副委員長 橋 口 海 平
- 委員 吉 永 和 世
- 委員 山 口 裕
- 委員 内 野 幸 喜
- 委員 磯 田 毅
- 委員 楠 本 千 秋
- 委員 西 山 宗 孝
- 委員 末 松 直 洋
- 委員 山 本 伸 裕
- 委員 竹 崎 和 虎
- 委員 西 村 尚 武
- 委員 本 田 雄 三
- 委員 荒 川 知 章
- 委員 坂 梨 剛 昭
- 委員 前 田 敬 介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

- 部長 田 中 義 人
- 環境局長 西 尾 浩 明
- 環境政策課課長補佐 吉 仲 範 恭
- 環境立県推進課長 財 津 和 宏
- 環境保全課長 葉 山 清 春
- 自然保護課長 山 下 裕 史

循環社会推進課長 城 内 智 昭
商工観光労働部

新産業振興局長 三 輪 孝 之
エネルギー政策課長 坂 本 公 一
農林水産部

部長 福 島 誠 治
水産局長 山 田 雅 章
農業技術課長 酒瀬川 美 鈴
畜産課長 上 村 佳 朗
農地整備課長 渡 辺 昌 明
森林整備課長 松 木 聡
水産振興課長 中 原 康 智
漁港漁場整備課長 菰 田 武 志
水産研究センター所長 吉 田 雄 一
土木部

総括審議員兼
河川港湾局長 永 松 義 敬
土木技術管理課課長補佐 伊 藤 彰
下水環境課長 渡 辺 哲 也
河川課長 竹 田 尚 史
港湾課長 松 永 清 文

企業局

総務経営課長 永 松 浩 史
工務課長 伊 藤 健 二

事務局職員出席者

政務調査課主幹 吉 田 晋
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時57分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。
ただいまから第6回有明海・八代海再生特別委員会を開催します。
それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議いたしますので、よろしくお願いたします。
(1)議題「有明海・八代海の環境の保全、

改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件」の①有明海・八代海等の再生に係る提言の見直し案については、前回の委員会で骨子案としてお示しし、各委員から御意見をいただきました。

その中で、熊本県計画や現在の提言を踏まえて、しっかりと検証すべきではないかとの御意見をいただいたところです。

この間、必要に応じ、委員へのヒアリングや執行部に取り組みの状況の再確認を行い、本日、改めて提言の見直し案をお示ししています。

今回、1の検証結果や3の課題に対する今後の取り組みは、しっかりと書き込んでいます。また、提言の全体像を把握しやすいように、冒頭の「はじめに」に巻末の「おわりに」を加え、骨子案ではなく、最終形に近い提言の見直し案として、加筆した部分を朱書きにしてお示ししています。

また、前回同様、これまでの検証資料なども参考資料としてお配りしております。

まず、全体を通して書記から読み上げ、続いて、執行部の考えも聞き、その後、質疑を受けたいと思います。

○吉田政務調査課主幹 それでは、お手元の有明海・八代海再生特別委員会説明資料3ページをお開きください。

読み上げます。

有明海・八代海等の再生に係る提言の見直し(案)

はじめに

県議会では、平成12年度の赤潮による魚類やノリの養殖への被害を契機として、特別措置法の制定に係る要望活動を実施し、平成14年11月に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定された。

平成15年6月定例県議会において、有明海・八代海再生特別委員会を設置し、平成16年2月には「調査報告書」をとりまとめ、県

に対し、計画的な事業の実施や特に重点的に取り組むべき項目について提言を行い、これまで両海域の再生に向けて活発な議論を重ねてきたところである。

特別委員会では、「有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興について」審議を行い、提言に係る県のこれまでの取り組み等を評価するとともに新たな課題等についても審議した。

県におかれては、引き続き「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」や各種関連計画に基づく施策を着実に実施されるとともに「3. 課題に対する今後の取り組み」について、適切に対応するよう提言する。

1. 提言に対する取り組みの検証結果

平成16年2月の「有明海・八代海再生に係る提言」に対する執行部のこれまでの取り組みについて、以下のとおり評価する。

①海域環境への負荷の削減

計画的な森林整備や生活排水対策、工場・事業場等に対する排水規制の強化、減農薬・減化学肥料の普及など、川上から川下に至る着実な取り組みにより、海域環境への負荷は削減していると思われる。また、養殖漁業については、全ての漁場で漁場改善計画を策定し、漁場環境の維持・改善に取り組んでいる。

しかしながら、有明海の海底においては、依然として水産用水基準を超過した硫化物量が確認されている。また、河川を介して流れ出るゴミ、木や植物、土砂等が海域環境に大きな影響を与えていることを考慮すれば、継続的な取り組みが必要であると同時に、対応・究明できていない課題について、新たな取り組みが必要と思われる。

②干潟や海底等の保全・改善

漁場環境改善のために干潟域では覆砂や耕うん等、浅海域では藻場・増殖場の造成を計画的に実施されてきたところである。覆砂によって底質環境の改善に効果があることは実

証された。しかし、水産資源の回復傾向は低調であり、漁業者が実感を得るまでには至っていない。

覆砂による改善効果をより高めるには、局地的な取組みより海域全体を捉えた取組みが必要と思われる。このため、これまでの計画より進捗の度合いを高める必要がある。併せて、覆砂の代替材や代替策が恒常的な取組みとなっていないことを考慮すれば、引き続き覆砂に代わる漁場環境改善策について検討する必要がある。

また、海砂利採取については、海域・漁場環境への影響が懸念されることから3年間の予告期間を設けたうえで、平成28年度から民間事業者による販売を伴う海砂利採取を禁止した。採取が行われた海域においては、引き続き調査等を行い注視していく必要がある。

浚渫については、国に対し、漁場改善策として泥土の除去等を求めているが、これまでに以上に具体的に要望する必要がある。

浅海域での藻場の造成については、昨今の海藻需要の高まりを受けて新たな取組みが進んでいるが、増殖場の造成については、近年、事業が低調であり、新たなニーズの掘り起こしが必要である。

③水産資源の回復等による漁業の振興

水産資源の回復に向けては、共同放流による栽培漁業や漁業者による資源管理の徹底、ノリの優良品種や新たな養殖技術の開発などが進められている。アサリについては、有明海沿岸4県・国が協調した取組みにより、資源水準は低いものの回復の兆しが見られている。引き続き、水産資源の回復や持続的利用へ向けた取組みを推進する必要がある。

共同放流により一定の資源回復効果が認められるが、歩留まりが低調な魚種もみられる。漁業者以外の者による乱獲も考えられることから、新たな観点で資源管理に取り組む必要がある。

また、年度によって資源量の差異があるこ

とから、安定的・持続的な資源回復に向けて取組みを強化する必要がある。

④抜本的な干潟等再生方策の検討

有明海においては、ヘドロの堆積や干潟の泥質化により、海域・漁場環境の悪化が懸念されている。また、八代海北部では、土砂が堆積し淡水が滞留することなどによるアサリへの被害が見られる。これらの問題を解決するには、ヘドロの除去や円滑な海水交換の確保、さらには沿岸海域の泥質化防止等を図る必要がある。一方、八代海湾奥部の高潮対策や背後農地の排水対策などの防災対策は進んでおり、今後も計画的な実施を期待する。

両海域の根本的な課題とされる抜本的な干潟等再生には、高度な原因究明や要因分析、またその対策には膨大な費用を要することから、国が主体となり実施するよう要望してきたが、現状では実施に至っていない。

両海域の再生のため、引き続き覆砂や作れい等の海域・漁場環境を改善するための事業や、川上から川下まで河川の自浄能力の維持・向上に積極的に取り組まれるとともに、ヘドロや土が堆積している量・範囲等沿岸海域の状況を早急に把握し、泥質化の防止対策や山から海への砂の供給方策も含めた抜本的な干潟再生方策を検討する必要がある。

⑤諫早湾干拓事業に係る対応

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査については、令和元年9月13日の最高裁の差し戻し判決や相反する司法判断が示されている状況を踏まえ、司法の判断を注視していく必要がある。

2. 新たな課題

これにつきましては、前回から加筆がございませんので、読み上げを省略いたします。

6 ページをお開きください。

3. 課題に対する今後の取組み

平成16年の有明海・八代海再生に係る提言に沿って、国・熊本県・県内市町において取組みがなされ、一定の成果は認められるも再

生は道半ばである。

県においては、有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画に基づき、再生に取り組んできたところであるが、より実効的な計画としていくため、継続的に検証するとともに、新たな取組みの推進も必要である。

国の有明海・八代海等総合調査評価委員会への対応については、平成29年3月の報告に基づいて施策を推進する必要がある。特に個別海域毎に示された再生目標であるタイラギ及びアサリの資源回復、持続的な魚介類養殖の確保等については、県として積極的に取り組み、併せて、ベントス群集の保全・再生についても、アサリの資源管理に相関があることから調査を行い、それらの結果を総合調査評価委員会へフィードバックしていくことが必要である。

県におかれては、これまでの取組みでまだ十分な成果が見えないものや新たな課題等を踏まえ、以下の4項目について、総合調査評価委員会の動向を注視しつつ、主体的に取り組まれるよう提言する。

1 抜本的な干潟等再生方策の検討

陸域からの土砂供給や潮流・潮汐などによる泥土の堆積進行メカニズムの解明や具体的な再生手順について、引き続き国に強く要望するとともに、県としても海域環境に配慮しながら水産資源の回復を目標として、海域環境に影響を及ぼす硫化物やヘドロの除去、泥質化の防止対策に向け主体的に取り組まれたい。

2 アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興

一定の成果が出ている有明海沿岸4県・国が協調した取組みについて、引き続き推進・強化されたい。

また、漁場環境改善効果が確認されている覆砂、作れい、耕うんを計画的に実施するとともに栽培漁業や資源管理型漁業を推進されたい。

3 再生に向けた調査・研究の充実

有明海・八代海の再生に向けては、必要な対応を国に求めるとともに、本県としても、海域環境の改善と水産資源の回復に向けて、以下の諸課題について、各部局連携を図りながら、実効性のある調査・研究を推進されたい。

陸域からの土砂供給、潮流・潮汐の変化などによる底質改善メカニズム

栄養塩等と水産資源の関係

赤潮発生の原因究明と対策技術の開発

海水温上昇に伴う海域環境等への影響等

4 上流から下流まで連携した海洋ごみ等対策の推進

河川を介して流れ出る流木等の漂着物、漂流物及び海底ごみについては、海域環境の悪化を防ぐため、速やかに回収・処理を行う仕組みづくりに取り組まれたい。

直面する海洋プラスチックごみ対策についても、発生抑制に向けた県民、事業者への啓発を実施するとともに、プラスチックごみについては、流出の防止と速やかな回収・処理の仕組みづくりに取り組まれたい。

おわりに

有明海・八代海等は貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、国民の財産として後世に伝えていくべきものである。このため、県におかれては、この提言に盛り込んだ4項目はもとより、有明海・八代海等の再生に向けた施策に積極的に取り組まれたい。

また、両海域は複数の県に跨っており本県単独では効果的な再生は困難なことから、原因究明の調査や事業の実施にあたっては、関係県等との連携を一層進めることが必要である。さらに、再生には多額の費用が見込まれ、海域・漁場環境の再生には未解明の部分が多いことなどから、国の支援・協力が不可欠である。泥土対策など国の支援・協力が必要なものについては、積極的に働きかけられたい。

何より、有明海・八代海の再生に向けては、県民総ぐるみで取り組む必要がある。

国・県・市町はもとより、関係機関が認識を共有し、一体となって取組みを推進することが重要である。特に、漁業関係者においては、これまで以上の連携を促してもらいたい。

以上で読み上げを終わります。

○淵上陽一委員長 それでは、執行部から何かありませんか。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今説明のございました提言の見直し(案)に関しまして、執行部の意見を環境立県のほうから一括して説明させていただきます。

まず、1の提言に対する取組みの検証結果についてでございますが、今回、全般にわたってより詳細に検証をしていただいております。御礼申し上げます。

まず、①の海域環境への負荷の削減についてでございますが、川上から川下に至る取組みを引き続きそれぞれの計画等に基づいて推進してまいります。また、対応、究明できていない課題につきましては、県としても取り組む必要があると考えております。

また、②の干潟や海底等の保全・改善でございますが、覆砂は、アサリの資源の回復に有効な対策であるということは委員会で説明をしてきたところでございますが、今後、海域全体の資源回復に向け、県、市町、漁業者がより連携した資源管理や漁場管理を積極的に行うとともに、関係県ともこれまで以上に協力することによって効果的な取組みとしたいと考えております。

また、海砂利採取につきましては、過去の委員会で長年にわたって御審議をしていただきました。海域環境への影響が懸念されることから、予防的措置として、平成28年度から

禁止されたところです。大規模な採取が行われた海域では、直近の調査では、水質、底質とも基準を満たしていますが、引き続き注視してまいりたいと考えております。

また、3番の水産資源の回復等による漁業の振興では、漁業者以外による漁獲圧が一定量考えられるという御指摘もあり、今後資源管理の取組みを進めていく上での課題と認識しております。

また、4番目の抜本的な干潟等再生方策の検討でございますが、有明海・八代海海域への泥土の堆積というのは、閉鎖性海域の宿命でございます。その中で、堆積する泥土、土砂等の質が時間をかけて変化していることや、また、大雨や台風などによって海域環境や漁業に影響を与えているということは事実ですので、この抜本的な干潟再生方策の検討というのは引き続き大きなテーマとして認識をしております。

最後に、⑤の諫早湾干拓事業に係る対応でございますが、県としましても、裁判の推移を注視していく必要があると考えております。

それから、3番の課題に対する今後の取組みに関してでございます。

今回、4つの項目に加えまして、取組みの姿勢として、県計画をより実効性のあるものとする、また、国の総合調査評価委員会の報告を踏まえて取り組むこととの御指摘をいただいております。

今後の取組みにおいては、県計画を踏まえて、しっかりと検証を行ってまいります。また、国の評価委員会報告や、現在、小委員会においてベントス群集の変化と変動要因、またはアサリ資源変動との環境要因の関係について、小委員会のほうで検証されておりますので、そうした動向も注視してまいりたいと考えております。

また、両海域の再生は複数の県にまたがっていることですので、抜本的な取り

組みに当たっては多額の費用が想定されることから、本県として主体的に取り組んでまいります。関係県との連携や国の支援、協力を受けながら進めてまいりたいと考えております。

執行部としては以上でございます。

○淵上陽一委員長 それでは、この件について各委員から質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 3ページ、提言に対する取組みの検証結果というところの①海域環境への負荷の削減というところですね。これで、有明海・八代海と一緒に表現されているかと思うんですけども、有明海と八代海の負荷がどれだけ流入してきているかというような状況は、私は、環境省のデータを見たら明らかに違うんですね、有明海と八代海では。有明海は、栄養塩の流入というのは変わっていないとか、ふえていない状況があるんですよ。八代海は、それに対してかなり——例えば、1960年代と比較しても栄養塩の流入というのは2倍ぐらいにふえてきているというような状況があります。だから、やはりそれぞれに、この漁業推進、海の異変について原因の分析というのは、ちょっとやっぱり違うのではないかというふうに思うんですよ。だから、一緒にこの負荷の削減ということで表現されていますけれども、それについては、やっぱりそれぞれに分析する必要があるのではないかということ1つ意見として言いたいと思います。

それともう一点は、それに関連してなんですけれども、やっぱりなぜそういう負荷が変わらないにもかかわらず赤潮が発生しているのかという原因解明、それについては、かなりやっぱり以前から対策が、特措法であるとか制定されて取り組みが進められてきたのだけれども、どこまでメカニズム解明が進んで

きたのかというようなことについても、まだはっきりしていない部分、解明が進んできた部分というのは、ここの中に盛り込まれるべきではないかなというふうに思います。いかがですか。

○淵上陽一委員長 御意見としてお聞きしとってよろしいですか、それとも質疑。

○山本伸裕委員 よければ、それに対するちょっと何か評価といいますか、ありましたらひとつ。

○財津環境立県推進課長 海域ごとの検証というか、前回11月に講師を呼んで勉強会したときに、その前段として、私のほうから、今現在の海域の状況ということで説明をさせていただきました。きょうお配りしています資料の41ページでございます。ここに有明海・八代海再生に係る現状の整理ということで、総合調査評価委員会の要約ということで、それぞれの海域ごとの底質とか水質について書いております。

例えば、底質等については、有明海も八代海においても、場所によっては一定程度泥化を示す地点があるとか、また、水質についても、それぞれのことが書かれておりますが、これらを踏まえて、今の表記につながっているのだろうというふうには思われます。

1つ目の回答は、直接的な回答になっていないかもしれませんが、以上、これまでの検証では、そこは説明してきたところでございます。

赤潮部分については、済みません、水産のほうでよろしく申し上げます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

提言7ページのところに、赤潮発生の原因究明と対策技術の開発というところを取り組

むようにという提言をいただいておりますので、これに従ってしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○山本伸裕委員 それで、ずっと前からこの文言ばかりがずっと続いてきて、どこまで解明が進んでいるのかということについて、さっぱりその取り組み状況がわからないということ、ぜひ、国に対しても、そういうことについて具体的に要望を出してほしいということです。

それから、さっきの件に関して言えば、負荷の流入量が有明海は変わっていない、八代海はふえているというような特徴の違いがあるので、一緒くたにちょっと対策を並べるのはどうかというような意見です。それは私の意見として表明させていただきます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○山口裕委員 今回の山本委員の発言について。栄養塩なんですか、それとも負荷なんですか。1960年のデータで私が調べたところでは見たことがないんですけれども。

○山本伸裕委員 委員のあれに回答していいですか。

○淵上陽一委員長 どうぞ。

○山本伸裕委員 データは、環境省の有明海・八代海総合調査評価委員会の資料ですけども、それで、要するに、陸域から海への栄養塩の流入、例えば、河川からの流入であるとか、そういった流入が、有明海の場合は、1965年から2013年ぐらいまでのデータが紹介されていますけれども、流入量は増加していないと。八代海は2倍ぐらいふえているんです。非常に特徴的な違いがあるんですが、それを一緒に書かれているのはちょっと

どうかということなんです。

○山口裕委員 ちょっとお尋ねですけども、赤潮の関係ですけども、例えば、44ページから45ページに有明海と八代海の相関が表現されているんですが、このあたりは、実はちょっと充実はしてきたところなんですけど、このあたりを一つ材料にしていればと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 再生に向けた調査・研究の充実というところに関連するんですけども、やはり開門調査ですね。これは、熊本県としては開門調査を求める旗をおろしていないというようなことを、知事みずからおっしゃられるわけですし、有明海異変の原因解明には欠かせない調査であろうというふうに思うんですね。やっぱり県としてまとめるこうした提言であるならば、やはり知事が表明しておられる旗を上げなければ——そもそも旗が上がっていないのではないかと、おろす前に、というようなことになるような気がしますので、やっぱり調査を求めるという点では、引き続きそれは明言していただくべきではないかというふうに思います。

○淵上陽一委員長 御意見として……。

○山本伸裕委員 まあ、要望です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。——よろしいですか。

それでは、提言見直し(案)については、ただいまの御意見を踏まえ、次の委員会で委員長報告としてまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他に移ります。

その他として何かありませんか。

ほかになければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これもちまして第6回有明海・八代海再生特別委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

有明海・八代海再生特別委員会委員長